

各学校・関係団体の皆様

北海道総務部長

「北海道におけるまん延防止等重点措置」について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、本日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり「北海道におけるまん延防止等重点措置」が決定されました。

学校への要請内容は、下記のとおりとなっておりますので、貴学校・貴団体の皆様におかれましても、このたびの内容について、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 「北海道におけるまん延防止等重点措置」(別添のとおり)

・措置地域：全道域

・期間：令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

【学校への要請】

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は、校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。

2 北海道庁広報ツイッター等について(別添「学生・生徒の皆さんへ」のとおり)
道庁の広報ツイッターや経済的支援の情報をまとめたWebページを紹介しておりますので、御活用願います。

(教育・法人局学事課)